

行橋市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月11日

行橋市長

工藤政宏

行橋市規則第33号

行橋市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市事務分掌条例施行規則（平成17年行橋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号の表を次のように改める。

下水道課	管理係 下水道係
環境課	管理係 環境係 循環型社会推進係

第3条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項第2号に規定する総務部財政課に、次の表の左欄に掲げる室を置き、室に当該右欄に掲げる係を置く。

庁舎建設準備室	庁舎建設準備係
---------	---------

第36条を第37条とし、第35条を第36条とする。

第34条各号列記以外の部分中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改め、同条を第35条とする。

第33条第1号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クを削り、ケをキとし、コをクとし、サを削り、シをケとし、スを削り、セをコとし、ソをサとし、タをシとし、同条第2号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、キを削り、クをカとし、ケからチまでをキからソまでとし、ツ及びテを削り、トをタとし、ナを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 循環型社会推進係

ア 循環型社会の推進に関すること。

イ 脱炭素推進に関すること。

ウ GX（グリーントランスフォーメーション）の推進に関すること。

エ 一般廃棄物の減量化及び資源化に関すること。

オ 食品ロス削減に関すること。

カ 環境保全及び環境美化に関すること。

キ 次世代自動車普及に関すること。

ク 環境教育に関すること。

第33条を第34条とし、第26条から第32条までを1条ずつ繰り下げる。

第25条各号列記以外の部分中「第3条第6項」を「第3条第7項」に改め、同条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条各号列記以外の部分中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条各号列記以外の部分中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（財政課庁舎建設準備室の所掌事務）

第12条 第3条第4項に規定する財政課庁舎建設準備室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新市庁舎及び新消防庁舎建設の計画に関すること。
- (2) 新市庁舎及び新消防庁舎整備事業の推進に関すること。
- (3) その他新市庁舎及び新消防庁舎の整備に関すること。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。